

# 平成20年3月甲良町議会定例会会議録

平成20年3月12日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第34号 財産の取得につき、議決を求めることについて

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	山田壽一	10番	西澤伸明
11番	北川豊昭	12番	藤堂与三郎

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
保健福祉主監	山崎義幸	産業振興主監	中山進
建設水道主監	茶木朝雄	人権主監	村田和久廣
総務課長	山本貢造		

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午後 3時52分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年3月甲良町議会定例会第2日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山崎議員および6番 宮寄議員を指名いたします。

これより、町長のあいさつ、ならびに提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 平成20年3月定例議会は、3月5日に開会され、休日を挟みつつも本日12日まで、連続して常任委員会で議案審議いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、昨日の一般会計予算常任委員会におきまして、本町の重点施策であるふるさと交流村関連予算および施策について集中審議をいただき、大変ありがとうございました。

その中で、議員諸氏から用地取得に関し、行政手続に瑕疵があることのご指摘をいただき、議会運営委員会のご配慮によりまして、本日、追加議案の本会議開催についてご調整をいただきました。本当に申しわけなく、また、ありがたく思っております。

このたびの行政の不手際によりまして、本日追加提案させていただくことになりました議案第34号について、経過を含め提案説明をさせていただきます。

ふるさと交流村拠点施設建設用地の取得に関しまして、金屋区との事前協議を行った後、昨年11月に地権者との用地交渉が成立しました。この施設は、農林水産省、国土交通省の補助・交付金等により複合事業による整備を予定しており、事業の円滑な執行をはかるべく甲良町土地開発基金によって先行取得をいたしました。

用地の取得に際して議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条に、地方自治法第96条第1項第8号の定めがあり、さらに政令で定める基準は地方自治法施行令第121条の2第2項に別表第四が明示され、土地の買入れは1件5,000平方メートル以上のものに限るとされています。

この1件は、地方自治法逐条解説に土地の買入れまたは売り払いの目的を妨げない限度における単位と解されているとされており、1件イコール土

地の取得者単位と判断し、5,000平方メートルを超える契約当事者がなかったことから、議会の議決要件に該当しないと判断をいたしましたものであります。

その後、上位法の解釈について研究したところ、議員諸氏のご指摘どおり、ふるさと交流村施設用地は数事業による計画ではありますが、個々の土地を1件ととらえるのではなく、全部を合計したものを1件ととらえる、いわゆる一団構成が1件と判断する基準であることが明らかになりました。

結果的に地方自治法に触れる重大な瑕疵ある行為に対して、町政をあくまで責任者として深くおわびを申し上げます。

今後は、内部議論を深め、このような事態を起こさないよう慎重に対応いたしますとともに、議員の皆様には十分な説明と議論が深まるよう心がけてまいります。

最小の経費で最大の投資効果の上がる地域振興につなげ、甲良に元気が出る施策となるよう努力をいたしますので、議員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

後になりましたが、この土地取得の追認議案に対しまして、何とぞよろしく議決を賜りますようお願い申し上げます。追加議案の提案説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○藤堂議長 次に、日程第2 議案第34号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第34号 財産の取得につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年3月12日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第34号について、説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第34号 財産の取得につき、議決を求めることにつきましてご説明いたします。

財産の取得について、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産でございます。

所在、甲良町大字金屋字川挟。

地番、1549番から1556番まで6筆6所有者でございます。

地目、田。

地積の合計は、1万6,218平方メートル。

取得金額におきましては、1億3,336万2,000円。

取得の目的、ふるさと交流村拠点施設用地であります。

取得の方法、土地売買契約による買収でございます。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 4点、お尋ねをいたします。続けてお尋ねをしますので、お答え願ひたいと思います。

議会の議決そのものを求めようとしなかったというのが現実にあられていました。その理由についてであります。1件を1筆と勘違い、ないしはそういうような理解というようにいただきましたが、議会の議決そのものを求めなかった点が非常に重大だということに思います。その理由についてお答え願ひたいと思います。

2つ目は、2月1日付広報で、用地取得にご理解をとという内容の趣旨が触れられて、用地取得について触れられています。議会決議で得る必要がある事態だと気づかれたのは、これ以降だということに思いますが、いつの時点だったのか、お答え願ひたいと思います。

3つ目は、売買契約の日付、つまり地権者との間で去年の12月に契約を交わしているというように報告があったと思うわけですが、今回の追加議案の提出によって、その日付はどういうようになるのか、また、現時点でその契約をした段階でどのような契約内容なのか。3点目です。

4点目は、これとのかかわりがありますが、譲渡所得税の申告の義務が生じてまいります。そして、譲渡所得については、公共用地に提供した場合には非課税範囲が明確に定められていますし、用途についてそれぞれ区分がされています。ですから、今回の1万6,000平米の用地の区分ごとに、どのような用途が適用されて譲渡所得の非課税範囲が決まるのかということでございます。この4点、ご説明をお願いいたします。

○藤堂議長 野瀬総務主監。

○野瀬総務主監 先に私の方から何点かご答弁申し上げます。

まず、1点目の議決を求めなかった要因というご指摘でございますが、解釈における1件1契約という解釈がそもそも誤っていたことに起因をいたします。重大な瑕疵だということにつきましては、地方自治法の定めを遵守しなかったという点において重大であると解釈をしております。

そして、この1件1契約が、用地取得の時点ではそういう解釈をしておりましたので、いつこの行為を行政として修正をするかという時期であります。議会に入ってから詳しく調べ直したというのが実態でございます。

3点目の、契約の日付でございますが、既に土地開発基金で先行買収ということでありまして、各地権者との契約を交わしておりますので、これにつきましては本議会におきましての追認議決をいただいて、そして、地権者との契約については行政の行為の判断ミスに起因するところでありまして、用地協力者には迷惑をかけられないというところにおきまして、契約そのものはそのままの状態をお願いをしたいというものでございます。

税の関係につきましては、中山主監、お願いいたします。

○藤堂議長 主監。

○中山産業振興主監 税関係の非課税範囲の関係でございますけれども、先ほど地図でちょっと示させていただきました1番という区分でございますけれども、これが非課税の対象法律といたしまして、道路法での買収ということでの非課税対象、あと、2番および3番につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく非課税範囲ということで、税の申告関係、整理を行っているものでございます。

ただ、2番、3番につきましては、早急、時期的な急いでいるもの、早急性のあるものということで2番を先行いたしましたので、2番の税申告については19年度、3番については20年度申告、減免対象という運びになっているところでございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、根本的な疑問が払拭できないのであります。町長の説明によっても、それから2月1日付の広報の4ページにわたる説明でも大々的にこういう方向でせせらぎ遊園事業の第2ステージということで書かれています。ならば、これはどういう事情があったにせよ、次のステップに進む。つまり用地取得をかけて議会の承認を求める。議会もそうでありますし、町民のレベルでも論議をしていただいて、成功のためにどう知恵を出すかというところの提起をして当然なところであります。そのところでなぜ土地開発基金に着目をして、それならばということで議会の決議を得ずに行ける。そういうことが理解されたとしても、議会の中で上程をして、土地取得の議案を提出するのが常道ではないか。町民合意を行政の側から、町長の側から諮っていくという立場からも、そのことで進むのが私は当然な方向だろうというように思いますが、どう考えられたのか、再度、お聞きします。

2つ目のところで、いつ気づかれたのかということですが、議会の招集が3

月5日、それから、議会運営委員会が27日であります。私どもが選挙中に入りましたので、私は野瀬主監とのアポイントをとらせていただいて、選挙役員の清水というのが赴いたというように思いますが、22日か23日であります。この時点で1件というのは1筆ではなくて全体だということで、なぜこういうような議会決議を経なければならないことが、どうして全体で議会の決議をされないまま取得をしたのかというところで質問を、面談をして聞き取りをされているというように思います。その時点で気がつくことがなかったのかどうか、その2点、お願いいたします。

○藤堂議長 野瀬総務主監。

○野瀬総務主監 まず1点目でございますが、ふるさと交流村につきましては、昨日もご議論いただきまして、経緯がございまして、町の計画の位置づけ、一連の行政の重要施策ということでの流れの上での取得も含めましてのふるさと交流村の事業展開を今後円滑に進めよう。従って、土地取得開発基金でいったん全用地を取得をさせていただいて、そして事業目的ごとに事業年度に用地を買い戻しをするということでありましたので、そういう趣旨で先行取得というやり方を選択をしたわけであります。

2つ目の時期であります。これは、根本的な話を言っておられまして、何を言っても言いわけにしか過ぎませんが、当初の考え方は先行取得、そして議会議決の案件についての、要件についての自治法の定め1件5,000平方メートルというところ辺りについての解釈を誤っていたということでございまして、これについては議会に入ってからさらに調べ直したというのが実情でございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 1番目のところの、議会決議を経ずしてこういう経過にたどったという経緯であります。一説によりますと、国会に請願に行った段階、それから、陳情書を町長と連名で、議会もこのふるさと交流村についての事業採択を早期に認定をしてほしいという内容の陳情書を出そうという段階で、議会がまだ十分このことで合意を決定を、方向性を出したというわけではないので、議会の議長がその分を、その陳情書の中に一筆加われば、つまり当時、北川議長でありましたが、北川議長がその陳情書の中に議会としての計画の業務の406万4,000円は承認をしましたが、全体像についていまだわからない段階で、オーケーともダメとも言えない段階で陳情書を出すということは決定になるということで、それは見合わせました。そうしますと、その段階で、これは議会に出しても用地取得は否決されるのではないかとこのように考えた経緯はありませんでしたですか。

○藤堂議長 野瀬主監。

○野瀬総務主監 今の質問についての経過と、今回の取得については、一切連動するものではありません。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 本案についての賛成の討論を行います。

まず、本案の処理、議会への手続について不手際のあったことは遺憾でありましたが、ふるさと交流村構想を具現化していくためには、その拠点施設を建設する用地、これを取得することは必然であります。そのために、今回、用地を求めたわけですが、この用地、立地的には適当な場所であり、取得面積も計画にかなう妥当なところであります。

ただ価格においては、私の思いでは若干高いような気もいたしますが、鑑定相場的に見て許容の範囲内であると思慮いたしますので、この件につきましては、賛成といたします。

以上です。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 私は断じて容認ができないということを申し上げていきたいというように思います。追認決議をしても順序が間違っていることには変わりはありません。町長側の条例無視、ないしは認識間違いであります。その計画遂行を議会が追認することに同じというようになるというように思うんです。

以下、6点について、その理由を述べていきたいと思います。

用地代についてでも、県や国の補助は、その一部に過ぎません。設計など、設計費等を合わせると、今回だけでも合計で用地費2億円を超えるというように思います。

2つ目に、この費用を農業支援と暮らし応援に回せば、町民の底辺から、また、貧困者や貧困者でない方も農業の発展を願っている方に対する大きな応援になります。町としてやらねばならない課題が幾つもありますし、さまざまに残務整理や整理をしなければならない課題も幾つもあります。そういう点で、町の本筋、大きな大事業として掲げるならば、この用地取得を急ぐ必要はないというように思うわけであります。

3つ目は、生産、流通、販売、管理の支援費用を充実をさせる。この実績の上に立って判断してからでも遅くはありません。

4つ目に、人口8,000人台のまちで主要施策が分散すること、主要施設が分散することは好ましくありません。例えば、私はKモールの一角が借りできるならば、その話し合いを煮詰めて地元産物コーナーが設けられるのではないかと。これはあくまで一案であります。

もう一つは、北落にあるせせらぎ直販所の関係者と十分に協議を重ねて、その方向にしろ、それから、今ある北落の直販所の充実、そして、その場所での充実が求められない場合であれば、先ほど言いましたKモールでのコーナー出店ということも十分考えられるところだということに思います。

5つ目に、何よりも町民合意が熟していないことを町長側、当局者側が十分知っていたというような内容であります。用地買収の議案を議会に提出せず、基金との振りかえの手法を思いついたものと考えられるわけであります。

それは1番目に町民の意向調査、意思確認が未実施のままです。2つ目は、ふるさと交流村計画の町当局以外の担い手である主体、法人なりNPOなり、町民の中からそれが定まっていなかったことでもあります。3つ目は、地元産物の出荷、これの基礎力の見通し、計画、実績がまだ立っていないうちであります。6つ目に、用地の取得は全体計画を容認することとも直接つながってまいります。経済アセスメントもまだ実施をしていませんし、赤字が出たらどうするのかという保証、これの確約や、それから展望はこうだというものはまだありません。その段階で用地を取得するということは、後戻りできません。そのことを再度強調して反対討論としたいと思えます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 ふるさと交流村構想については、何回も申し上げておりますが、第2次総合計画に出ております。そういう中で、きのうも説明がございましたが、平成12年に我々の同期の丸山君が一般質問で、道の駅構想についての甲良町の拠点づくりをしたらどうかという質問もありました。今まで甲良町せせらぎ遊園のまちで、いろんな方が視察にも見え、あるいは、西明寺の紅葉のシーズン、観光客も沢山お見えになる。そういう中で、甲良町はいつも素通りというようなことで、甲良町に観光客、ならびにそういう視察研修の方がお金を落としていってくれるということはなかなかなくて、甲良町のそういうそれぞれの地域のむらづくり委員会等も積極的にいろんな形で参加をしておる中で、もう一つ参加しているだけであって楽しみがないといえますか、収入源が乏しい。やる気を半減するようなことにもなりかねない。

そういう中で、今回交流村構想が構想から実現へと向けてスタートをされた。私は発想としては非常にいいというような思いはいたしておりますが、しかし、甲良町の町民全体、いろんな人からいろんな意見を私なりに個人的



に聞く中で、確かに賛否両論、あります。果たして先行投資してこれだけの大きな規模の拠点づくりが果たしてええのか、あと、どうなるんやと。果たして経営がうまく軌道に乗るのであろうか。そういう一抹の不安を持った人も沢山おられる。そういう中で、町長は甲良町の拠点づくり、何としてでも実現したい、そういう思いが我々にも伝わってきてはおります。が、しかし、その中で8月2日の全協で、交流村構想のガイドラインの説明がございました。

先ほど西澤君からも6月の国会陳情の話が出ました。私は、当時、議長もしておりましたので、交流村構想の国会に対する甲良町の思いといいますか、については、議会はまだはっきりした構想が実現への形が見えない中で、補正予算だけではちょっと議会は認めるわけにはいかないというような思いもあって連名で出させていただくということは遠慮させていただいた経緯がございます。

大事なことは、行政が大きな事業をするにあたって、議会に常に、議会と行政両輪でいつもあるという前提に立ったら、議会にささいなことから含めていろんな相談を持ちかけていただき、そして、議会で議論をしていただくという上で事業を進めていただく。そういうことが基本的には一番大事ではないかな。そういう思いからいくと、8月2日の全協、説明はございました。その後、何の進展もないままに土地取得が先行された。このことは、私、きのうも言いましたように議会軽視ではないかな、このような思いもしております。

が、しかし、町長もそれに対して謝罪もされた。今回、追加議案で用地取得の議案が出されております。既に用地買収、終わっております。このことを白紙に戻すことはできません。したがって、今後はこの事業を展開していくにあたって、用地取得が終わった後、造成、それから順次、20年度、21年度、事業が建設へと進む、その過程で、公設で事業を最初やって、その後、事業主体をどういう形でやるんや、あるいは、どういう内容にするんや、道の駅の規模はどういうようにするんやというようなことを議会ときっちりとはやり議論をして進めていってもらわないと、私たちは住民の代表としての立場、町民に納得してもらえらるだろうかということにもなり、議員に対しての不信も町民から募るのではないかな。

そういうことを考えたら、私たちもしっかり議論して、そして町民に、こういう形で甲良町は新しいプロジェクトを組んで、甲良町の1つの拠点としてやっていくんやという理解を求められる、胸を張って答えられる、私はそういう形をつくるのが大事であらうというように思います。そういう意味で、大変私自身は個人的には今回のこの議案に対して苦渋の選択で賛成をしたい、

このように思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

9番 山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

私は、この議案について、賛成の討論をさせていただきます。

私も商工会の方を通じていろんな生産者の方々のお声を聞き、いろんな委員会に参加をさせていただいている中で、先ほどの土地先行取得の条例の解釈の違いで、町長はじめ、執行部の皆さんは深く反省していただいたということは本当に我々、認めて、それなりの判断はしたいと考えております。

この土地先行取得の意味合いというか、私なりの判断ですけども、また、生産者の方に意識、そして、それなりの技術向上をしていただくための我々行政、議会がこのように取り組んでいる姿を示していただいた一歩だと、私は考えております。生産者の方もいろんな不安を持っている方々がおられます。ただ生産するだけで、販路をどうすればいいのか、そういうご相談も多々受けておることがありますので、こういう行政さん、そして我々議会がこういうように動いているんだというようなことを町民の皆様に、また理解していただくためにも、こういうような手段をとっていただいたような、私は解釈をしております。

農商工、いろんな事業の活性化の核として、本当にとっても大事な事業と思っておりますので、今後、成功に納めるための前向きな考え方で我々、そして行政、そしてまた生産者のいろんな方々と、これからプロジェクトというような組織をつくっていただいて、前向きに進行していただけることを願いながら賛成の討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これより、町長のあいさつがございます。

○山崎町長 臨時に提出いたしました土地取得の関係につきましては、慎重に

ご審議をいただき、原案どおり認定をいただきまして、本当にありがとうございます。

審議の過程でいただきました提案等につきましては、速やかに実現に移してまいりたいと思いますし、今回の取得の関係でいろいろと間違いのありましたことについても、私をはじめ、職員一丸となってこれからも事務の研さんに努め、かかる間違いがないように推進していきたいというように思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

○藤堂議長 本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時27分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 山 崎 昭 次

署名議員 宮 寄 光 一